

富山地域合併協議会分科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、富山地域合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)規程第6条の規定に基づき、分科会の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 分科会は、富山地域合併協議会規約第3条に掲げる事項について、各専門部会において個々の分野ごとの専門的な協議又は調整を行うこととする。

(組織)

第3条 分科会の組織は、専門部会の要請により、各分野の専門性に応じて設置することとする。

2 分科会は、富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、山田村及び細入村の各分野別の担当職員等をもって組織する。

(役員)

第4条 各分科会に、次の役員を置く。

(1) 座長 1人

(2) 副座長 若干名

2 座長及び副座長は、会員の互選により選出する。

3 座長は、分科会を代表し、会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 分科会の会議は、座長が必要に応じて招集する。

2 座長は、会議の議長となる。

3 分科会は、必要に応じて関係する他の分科会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第6条 座長は、分科会の協議の経過及び結果について専門部会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 分科会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、座長が専門部会と協議の上別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年6月25日から施行する。